大森警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方に基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動(速度取締りや警戒活動等)を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- ○速度取締り
- ○パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- ○その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

大森警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道15号	☆	6 O km	梅屋敷駅入口交差点	大森海岸駅前交差点	12-17
2	国道131号	☆	5 O km	大田区大森中3-7先	大森警察署前交差点	8 – 1 1
3	国道357号	☆	6 O km	大田区京浜島1-4先	大田区東海1-2先	7 – 1 2
4	海岸通り	☆	6 O km	大田区昭和島1-7先	大田区平和島1-2先	9 – 1 2
			(4 O km)	(大田区昭和島1-7先)	(大田区平和島5-10先)	
5	環七通り	☆	5 O km	大田区山王3-15先	環七大井ふ頭交差点	7 – 1 2
6	池上通り	☆	4 O km	大田区中央4-35先	大田区山王1-11先	10-15
7	東邦医大通り	☆	3 O km	大田区大森西7-7先	沢田交差点	10-15
8	沢田通り	0	4 O km	沢田交差点	大田区大森北1-18先	12-15

- ※ 種別:☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、 厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(〇)	指定理由	
8	沢田通り	過去に死亡事故が発生した路線であることから重大交通事故を防止するため。	

大森警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の 区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校(公立・私立等)の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	大田区大森東 1 丁目周辺
2	ゾーン30	大田区大森本町 2 丁目周辺
3	ゾーン30	大田区大森北 4 丁目周辺
4	大田区立大森第一小学校	大田区大森東3丁目周辺
5	大田区立大森第三小学校	大田区大森西 5 丁目周辺
6	大田区立大森第四小学校	大田区大森南3丁目周辺
7	大田区立大森第五小学校	大田区大森本町 1 丁目周辺
8	大田区立入新井第一小学校	大田区大森北 4 丁目周辺
9	大田区立入新井第二小学校	大田区中央2丁目周辺
10	大田区立入新井第四小学校	大田区中央3丁目周辺
11	大田区立入新井第五小学校	大田区大森北3丁目周辺
12	大田区立大森東小学校	大田区大森東 1 丁目周辺
13	大田区立中富小学校	大田区大森東 5 丁目周辺
14	大田区立開桜小学校	大田区大森西2丁目周辺
15	大田区立山王小学校	大田区山王 1 丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。 重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度 を抑えて走行してください。

大森警察署管内の速度取締り重点路線



